

議案第 24 号

愛西市立田地域交流拠点施設整備基金条例の制定について

愛西市立田地域交流拠点施設整備基金条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 8 月 31 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市立田地域交流拠点施設整備基金を設置するため必要があるからである。

## 愛西市条例第 号

### 愛西市立田地域交流拠点施設整備基金条例

#### (設置)

第1条 愛西市立田地域交流拠点施設の整備に必要な財源を確保するため、愛西市立田地域交流拠点施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れなければならない。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための財源に充てるときに限り、処分することができる。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。